

栃木県弓道連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 本連盟は栃木県弓道連盟と称し、入会を希望する弓道愛好家をもって組織する。
- 第2条 本連盟は、弓道を普及振興し、県民体位の向上とスポーツ精神の涵養に資し、もって社会文化の進展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本連盟は、前条の目的達成の為下記の事業を行う。
1. 弓道の普及振興に関する一般方策の樹立と遂行
 2. 研究・調査・講習会の開催及び後援
 3. 段級の審査
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本連盟は、栃木県体育会協会・全日本弓道連盟並びに関東地域弓道連盟連合会に加盟し、その主催する体育大会その他の行事に参加協力する。
- 第5条 本連盟の所在地は、会長宅に置く。
本連盟には、必要の地区に支部を設置し、支部長を置く。

第2章 会 員

- 第6条 会員を下記2種別とする。
1. 正会員 名誉会員 規約第17条該当者
特別会員 範士 会費年額 11,000円
教士 " 10,000円
錬士 " 9,000円を納入した称号受有者
及び年額9,000円以上寄贈した者
維持会員 会員として年額6,000円を納入した者
 2. 準会員 県内の大学・高等学校・中学校の弓道部員
(受審の都度大学生は1,000円、高校生は700円、中学生は400円を納入するものとする)
- 第7条 正会員以外の者は本連盟及び本連盟加入の上部団体主催の行事に参加することができない。但し、行事の性質上参加することが適当と思われる場合は準会員の参加を認める。
既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 第8条 会員で下記に該当するときは総会の議決を経て除名することができる。
1. 会費を滞納した者
 2. 本連盟の名誉を傷つけ、または本連盟の目的に反する行為のあった者

第3章 役 員

- 第9条 本連盟に下記役員を置く。
1. 会 長 1 名
 2. 副会長 4 名
 3. 理 事 若干名
 4. 監 事 3 名
- 第10条 前条役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。
補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第11条 会長・副会長・監事は、支部長会において選出し、総会の承認を得る。
会長は本会を代表し、会務を処理する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

第 12 条 理事は、会長の指名によって委嘱し、総会の承認を得るものとする。

理事は会長の命により会務を処理する。

第 13 条 理事の中に理事長 1 名、副理事長 1 名、常任理事若干名を置き、うち 2 名を会計、3 名を庶務編集とする。

理事長・副理事長及び常任理事は諸事業の執行を掌る。会計は本連盟の会計を掌る。

庶務編集は連盟の庶務編集を掌る。

第 14 条 監事は会計事務を監査する。

第 15 条 会長は総会の議を経て名誉会長を推戴することができる。

第 16 条 会長は総会の議を経て、弓道功労者又は学識経験者を顧問に推戴することができる。顧問は重要な案件について、会長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第 17 条 会長は総会の議を経て、本会に功労のあった者を名誉会員に推薦することができる。また、満 90 歳を迎えた者は、翌年度から名誉会員になるものとする。

第 4 章 会 議

第 18 条 会議は総会・役員会・三役会及び支部長会とする。

第 19 条 総会は本連盟の最高議決機関で、下記事項を審議する。

1. 各種団体への加盟及び脱退
2. 会長・副会長・監事の承認
3. 事業の計画
4. 予算及び決算
5. 規約の変更
6. その他重要事項

第 20 条 総会は、役員・支部長及び評議員をもって構成し、毎年 4 月に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

評議員は各支部会員 10 名毎に 1 名を選出する。ただし、10 名未満の端数があるときは 10 名とみなす。

第 21 条 総会の議長は評議員のうちから選出し、その議決は出席者による多数決制とする。可否同数のときは議長が決定する。

第 22 条 総会は議事録を作成し、議長及び出席評議員 2 名の署名押印を要する。

第 23 条 役員会は正・副会長及び理事をもって構成し総会の議決に基づいて会務について協議執行する。

役員会の議長は会長がこれに当たる。

第 24 条 三役会は、正・副会長及び理事長をもって構成し、必要な会務について協議する。

第 25 条 本規約の執行について必要な細則は役員会において別に定める。

第 5 章 経 理

第 26 条 本連盟の経費は、会員の会費・事業収入・補助金・寄付金等をもってこれにあてる。

第 27 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 附 則

第 28 条 本規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同がなければ改正することができない。

第 29 条 本規約は、昭和 27 年 7 月 1 日より施行

昭和 29 年 4 月 1 日変更実施

昭和 33 年 6 月 15 日変更実施

昭和43年5月19日変更実施
昭和49年6月16日変更実施
昭和51年5月16日変更実施
昭和53年4月 2日変更実施
昭和55年4月20日変更実施
昭和57年4月18日変更実施
昭和59年4月 8日変更実施
昭和63年4月17日変更実施
平成 4年4月19日変更実施
平成14年4月14日変更実施
平成16年4月11日変更実施
平成26年4月13日変更実施
平成30年4月29日変更実施
平成31年4月14日変更実施
令和 4年4月17日変更実施